

令和 5 年度 秋田市ボランティア活動助成金のご案内

秋田市社会福祉協議会では、福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的で継続的なボランティア活動を応援するために、助成金の申請団体を募集しています。

1.助成対象となる事業

- (1) 地域や社会福祉施設等における高齢者・障がい者（児）・児童等へのボランティア活動
- (2) ボランティア活動の振興を図るため、ボランティア活動者の養成や啓発などを目的とした研修会・交流会
- (3) 地域福祉に貢献する開発的・モデル的なボランティア活動
- (4) 災害に関わるボランティア活動
- (5) その他、本会が必要と認めたもの

2.助成対象とならない事業

- (1) 団体の定例的に行われる運営活動（総会、定例会等）
- (2) 営利目的、また政治・宗教・選挙に関わる事業
- (3) 事業の企画・運営の大部分を他の団体等に委託している事業
- (4) もっぱら自分たちの趣味や同好会等の活動

3.助成対象となる団体

- (1) 秋田市ボランティアセンターに登録しており、昨年度本助成を受けていない団体
 - ① 10人以上の会員で構成されていること。
 - ② 原則として、秋田市内において1年以上のボランティア活動実績があること。
 - ③ 年5回以上のボランティア活動を行っていること。
 - ④ 災害に関わるボランティア活動を除き、原則として、主たる活動範囲が秋田市であること。
 - ⑤ 営利を目的としていないこと。
- (2) その他、本会が必要と認める団体

4.助成対象となる事業実施期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

5.助成金額

1 件（1 団体）あたりの上限額は 20 万円です。
但し、助成対象となる経費の総額の 90%以内とします。
助成の申請は 1 団体につき 1 事業までとする。

6.助成対象となる経費

◎次の項目の経費のうち、ボランティア活動に係る経費を助成対象とします

- (1) 外部講師に関する経費（謝礼金・旅費等）
- (2) 研修会・イベント等開催に係る経費（会場費・設備代・行事用保険代等）
- (3) 研修会などの参加等に係る経費（車両借上料・旅費・参加費）
- (4) 被災地等での活動に係る経費（車両借上料・ガソリン代等）
- (5) 広報啓発するためにかかる経費（チラシ・資料・パンフレット等の作成費及び印刷代等）
- (6) 活動に直接必要な機具・機材・備品の購入・修繕
（6の機具等の購入または修繕については、同じ物品1種類につき1回限りとする）
- (7) その他上記以外に必要と認められる経費

7.助成対象とならない経費

◎次の項目の経費は、助成対象外となります

- (1) 食糧費
- (2) 団体メンバーの人件費、団体メンバーへの講師料等の謝礼金
- (3) ボランティア団体の維持・管理に係る運営費（家賃・水道光熱費・電話代・消耗品等）
- (4) 公共施設運営に係る経費
- (5) もっぱらボランティア活動以外に使用するもの
- (6) 上記助成対象経費を除く交通費
- (7) 資金使途が明確でないもの
- (8) その他申請した事業に直接関係のないもの

8.申請書類

- (1) ボランティア活動助成金交付申請書
- (2) 会員名簿
- (3) 団体の内容がわかる資料（総会資料、事業計画書、予算・決算書、パンフレット等）
- (4) アピールシート（任意）

※申請書およびアピールシートは、秋田市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

9.申請受付期間

令和5年5月19日（金）～令和5年6月19日（月）まで

※土日祝日を除く 8：30～17：00 郵送可。

※申込みフォームからの申請も可能です（ホームページをご確認ください）

13.お問い合わせ・お申し込み先

住所：〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8-2 老人福祉センター1階

電話：018-862-7445

問い合わせ：秋田市社会福祉協議会 地域福祉課 秋田市ボランティア活動助成金 担当